

### ◎島根県青少年の健全な育成に関する条例 施行規則

- 制定 昭和四十年六月十一日 規則第三十号  
 改正 昭和四十七年八月一日 規則第五十七号  
 昭和四十九年六月二十五日 規則第六十号  
 昭和五十二年四月一日 規則第三十六号  
 昭和五十三年七月二十六日 規則第四十五号  
 昭和五十三年九月二十六日 規則第六十二号  
 昭和五十七年十月二十九日 規則第九十四号  
 昭和六十年六月四日 規則第三十三号  
 平成五年三月三十日 規則第十二号  
 平成六年三月二十九日 規則第十五号  
 平成七年三月二十四日 規則第五号  
 平成九年二月二十八日 規則第一号  
 平成十四年三月二十九日 規則第二十三号  
 平成十五年三月二十八日 規則第二十九号  
 平成十六年三月十九日 規則第十二号

**(趣旨)**  
 第一条 この規則は、島根県青少年の健全な育成に関する条例(昭和四十年島根県条例第二十一号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

#### (有害図書類とみなす図書類の内容)

第二条 条例第六条第二項第一号に規定する規則で定める写真又は絵は、次に掲げる姿態又は行為を被写体とし、又は描写した写真又は絵(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶした写真又は絵を含む。)とする。

- ・ 廣 女性が大腿部を開いた姿態(全裸、半裸又はこれに近い状態のものに限る。次号から第六号までにおいて同じ。)
  - ・ 廣 女性が陰部、臀部又は胸部を誇示した姿態
  - ・ 自慰の姿態
  - ・ 男女間の愛撫の姿態
  - ・ 女性の排泄の姿態
  - ・ 緊縛の姿態
  - ・ 性交又は性交を連想させる行為
  - ・ 強姦その他の陵辱行為
  - ・ 同性間の性行為
  - ・ 変態性欲に基づく性行為
- 2 条例第六条第二項第二号に規定する規則で定める映像は、前項各号に掲げる姿態又は行為を被写体とし、又は描写した映像(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶした映像を含む。)とする。  
 (有害がん具類とみなすがん具類の形状等)

第三条 条例第七条第二項第一号に規定する規則で定める形状、構造、又は機能を有する物品は、次に掲げる物品とする。  
 廣 性器の形状をなし、又はこれに著しく類似する形状を有する物品

- ・ 廣 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造をなし、かつ、電動式振動機を内蔵し、又は装着が可能な構造を有する物品
- ・ 全裸又は半裸の人形(気体又は液体で膨脹させることにより人形となる物品を含む。)

#### (図書類自動販売機等の設置等の届出)

第四条 条例第八条第一項の規定による自動販売機等の設置の届出は、図書類自動販売機等設置届(様式第一号)に次に掲げる書類を添付し、持参して知事に提出することによつて行わなければならない。

- ・ 廣 自動販売機又は自動貸出機(以下「自動販売機等」という。)による図書類を販売し、又は貸し付けしようとする者(以下「図書類自動販売業者」という。)の住民票の写し(外国人にあつては外国人登録証明書の写し、法人にあつては法人の登記事項証明書)
- ・ 廣 自動販売機等の設置場所付近の見取図
- ・ 設置場所の提供に關する確認書(様式第二号)
- ・ 図書類の販売又は貸付けを管理する者(以下「図書類自動販売等管理者」という。)が条例第十条第二項第一号に規定する要件(未成年者でないことを除く。)に該当することを証する書面(以下「資格証明書」という。)
- ・ 図書類自動販売等管理者の住民票の写し(外国人にあつては外国人登録証明書の写し)
- ・ 権限付与証明書(様式第三号)
- ・ 図書類自動販売等管理者の義務等に関する確認書(様式第四号)

2 条例第八条第一項第六号の規則で定める事項は、自動販売機等により販売又は貸付けをする図書類の種類並びに支店又は営業所等により営業活動を行う場合に於ては、支店又は営業所等の所在地及び名称とする。

#### 3 条例第八条第二項の規定による変更又は廃止の届出は、図書類自動販売機等届出事項変更・廃止届(様式第五号)を変更の場合にあつては持参し、又は郵便又は民間事業者による信書の送達に關する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便により送付して知事に提出することによつて行わなければならない。この場合において、同条第一項第二号の設置場所を変更しようとするときは変更後の自動販売機等の設置場所付近の見取図及び設置場所の提供に關する

確認書(様式第二号)を、同号の自動販売機等の設置場所を提供する者を変更しようとするときは設置場所の提供に關する確認書(様式第二号)を、同項第三号に掲げる事項を変更したときは変更後の図書類自動販売等管理者の資格証明書、住民票の写し(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し)、権限付与証明書(様式第三号)及び図書類自動販売等管理者の義務等に関する確認書(様式第四号)を添付しなければならない。

#### (図書類自動販売機等の届出済証等)

第五条 条例第九条に規定する届出済証は、様式第六号によるものとする。

2 条例第九条に規定する届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証が滅失し、破損し、又は識別が困難になつたときは、図書類自動販売機等届出済証再交付申請書(様式第七号)を知事に提出して再交付を受けなければならない。

#### (有害興行の揭示)

第六条 条例第十三条第二項の規定による揭示は、様式第八号によつて行わなければならない。

(広告物の除去、頒布の中止その他必要な措置の命令書)

第七条 条例第十四条第二項の規定による広告物の除去、頒布の中止その他必要な措置の命令は、様式第九号の命令書によつて行

う。

#### (特定薬品等の指定)

第八条 条例第二十二条の規則で定めるものは、次のとおりとする。

- ・ 廣 薬事法(昭和三十五年法律第一四五号)第五十条第八号の規定に基づき指定された医薬品
- ・ 廣 塩酸エフェドリン及びその製剤
- ・ 廣 有機溶剤(労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三一八号)別表第六の二に掲げるものをいう。以下この号において同(じ)及び有機溶剤含有物(有機溶剤と有機溶剤以外の物との混合物で、有機溶剤を当該混合物の重量の五パーセントを超えて含有するものをいう。)

#### (指定書)

第九条 条例第二十六条ただし書の通知は、様式第十号の指定書によつて行う。

#### (立入調査員の指定)

第十条 条例第二十七条第一項の規定により立入調査等を行う職員(以下「立入調査員」という。)は、次に掲げる者のうちから指定する。

- ・ 廣 健康福祉部青少年家庭課の職員
- ・ 廣 児童相談所の職員
- ・ 廣 教育庁義務教育課及び生涯学習課の職員
- ・ 教育事務所の職員
- ・ 警察本部生活安全部少年課の職員

・ 警察署の少年補導を担当する警察官及び少年補導職員

(立入調査員証)

第十一条 条例第二十七条第四項に規定する立入調査員の身分を示す証明書は、様式第十一号による。

(立入調査等の告知)

第十二条 立入調査員は、条例第二十七条第一項の規定により立入調査等を行う場合においては、同項に規定する図書類販売等営業者等、図書類自動販売等管理者その他の関係者に対して、立入調査等を行う旨を告知しなければならない。

附 則 (平成十六年規則第十二号)  
この規則は、公布の日から施行する。  
附 則 (平成十七年規則第六号)  
この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、昭和四十年七月一日から施行する。

附 則 (昭和四十七年規則第五十七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十九年規則第六十号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十二年規則第三十六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十三年規則第四十五号)

この規則は、昭和五十三年八月一日から施行する。

附 則 (昭和五十三年規則第六十二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十七年規則第九十四号)

この規則は、昭和五十七年十一月一日から施行する。

附 則 (昭和六十年規則第三十三号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和六十年七月一日から施行する。

(行政権限委任規則の一部改正)

2 行政権限委任規則(昭和三十一年島根県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成五年規則第十二号)

(施行期日)

1 この規則は、平成五年四月一日から施行する。

附 則 (平成六年規則第十五号)

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附 則 (平成七年規則第五号)

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年規則第一号)

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成十四年規則第二十三号)

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成十五年規則第二十九号)

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。